

1 ご家族登録制度

規約参照

ご家族登録制度規約

ご家族登録制度とは、大切なご契約についてご家族がサポートできる制度です。

【ご家族登録制度の概要】

- ご契約者がご自身で契約内容を確認したいが、お問い合わせができないとき

→登録されたご家族の方が契約内容を確認できます。

(注)保険金などの請求や契約の変更手続きなどを行うことはできません。

- 当社から送付する各種手続きのご案内がご契約者に届かなかったときや、災害などでご契約者との連絡が困難となったとき

→郵便局または当社から登録されたご家族の方にご連絡します。

(注)転居などによりご契約者あての郵便物が不着となった場合、登録されたご家族の方に郵便物を送付することはできません。

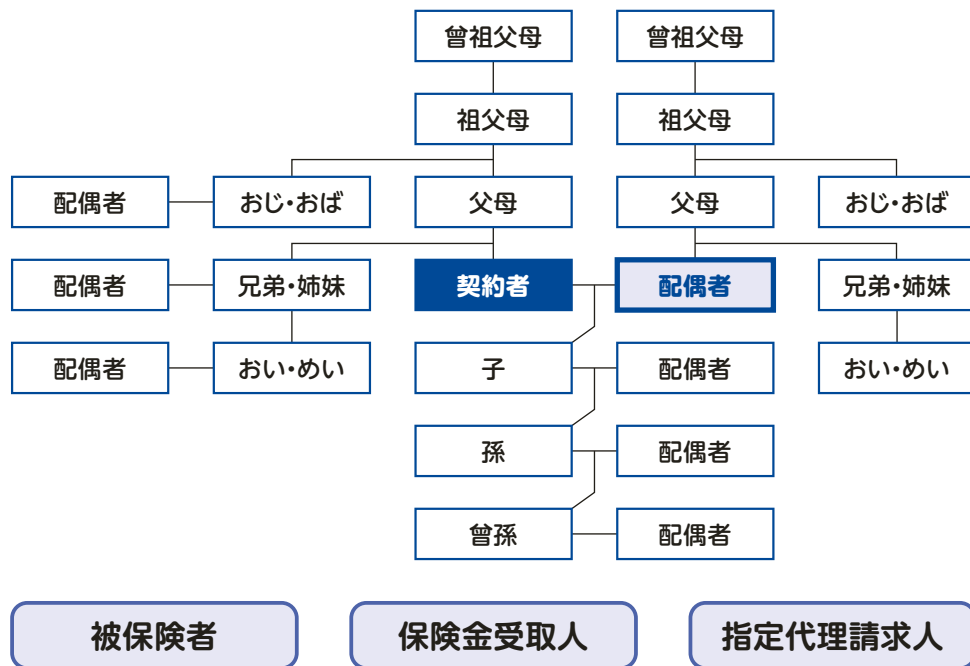
- ご契約者は次の範囲内(◆)で1人の方を、「登録ご家族」として登録または変更することができます。
- ご家族を「登録ご家族」として登録または変更するための保険料は不要です。
- ご契約者を変更する場合、あらためて「登録ご家族」を登録してください。
- 登録完了後に、「登録ご家族」に登録内容および契約の概要を記載したご案内を送付します。



(いずれも日本国内にお住まいの方に限ります。)

- ☑契約者の戸籍上の配偶者
- ☑契約者の3親等内の親族
- ☑被保険者、保険金受取人、指定代理請求人

【「登録ご家族」として登録できる範囲】



2 住所などの変更に伴う各種手続き

約款参照

緩和型養老「第8章」、緩和型総医「第10章」、指定代理請求特則Ⅱ条項「第4条」

なお、法律上、有効な遺言によっても保険金受取人を変更できます。

規約参照

ご家族登録制度規約

次の場合には、最寄りの郵便局、当社の支店、またはかんぽコールセンター(0120-552-950)に速やかにご連絡ください。



①住所・電話番号(携帯電話番号)が変わったとき



②ご契約者を変更するとき



③保険金受取人、指定代理請求人、「登録ご家族」を変更するとき



④改姓・改名をしたとき



⑤保険料の払込方法、保険料振替口座を変更するとき



⑥海外に長期間滞在するとき



⑦保険証券や保険料領収帳(窓口用:通帳式)の紛失や盗難にあったとき



⑧死亡保険金、満期保険金の受取人が死亡したとき

(法人契約(ご契約者が法人)の場合)



①社名が変わったとき



②従業員などの被保険者が退職したとき

住所変更の手続きはご契約者さま向けWebサービス「マイページ」またはメールオーダー(郵送)でも受け付けています。

手続き方法は、当社Webサイト(<https://www.jp-life.japanpost.jp/>)をご覧ください。

なお、「マイページ」で手続きをされる場合は、あらかじめ利用登録(無料)が必要です。「マイページ」の利用に関する注意点など、詳しい内容は当社Webサイトでご確認ください。

⚠️ ご注意

- 郵便局にある「郵便物の配達」に関する「転居届」では、当社の保険契約に関する住所を変更することはできません。

3 契約者貸付制度

一時的にお金をご入り用なときには、貸し付けの制度を利用できます。

(1) 貸付内容

- ご契約者は、一時的にお金をご入り用なときには、解約返戻金額の一定の範囲内で貸し付けを受けることができます。
- 貸付期間は「1年」です。
- 貸付金に対する利息は、当社所定の貸付利率^{【※】}で計算します。貸付利率は、金融情勢の変化およびその他相当の事由がある場合には変更となるときがあります。
- なお、貸し付けを受けることができる金額は、契約内容や経過年数などにより異なります。契約後、短期間の場合は、貸し付けを受けることができない場合もあります。

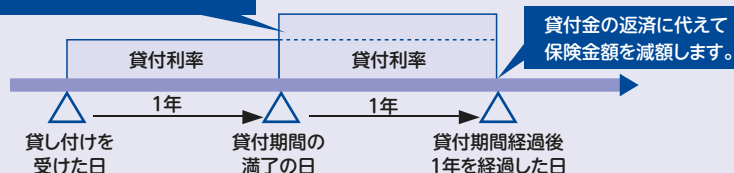
(2) 貸付金の返済方法

- 「全額返済」や「一部返済」のほか、前回の貸付金と同額の貸し付けを受けて、「貸付期間を更新」する方法もあります。

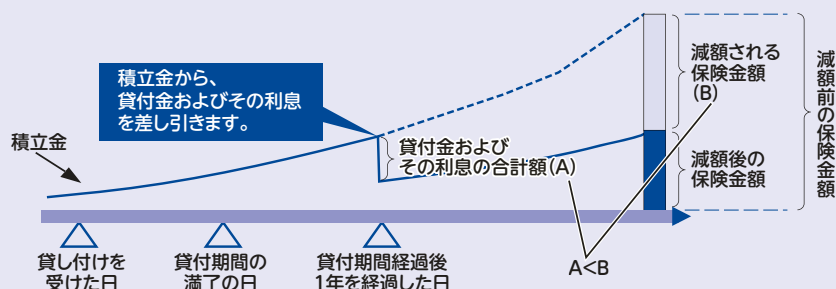
！ ご注意

- 初めて貸し付けの制度を利用する場合、当社所定の貸付申込書が必要です。その際、申込書1枚につき、収入印紙(200円)が必要です。
- 貸付期間は1年ですので、1年以内にご返済ください。
- 貸付期間内(1年以内)に返済をされない場合
 - 貸付期間(1年)経過後の貸付利率は、貸付期間内における貸付利率よりも高くなります。
 - また、貸付期間(1年)経過後、さらに1年を経過した場合は、当社は貸付金の返済に代えて保険金額を減額します。

貸付期間(1年)経過後の貸付利率は、貸付期間内における貸付利率よりも高くなります。



- 貸付金の返済に代えて保険金額を減額する場合、保険金の原資となる積立金を貸付金およびその利息の返済に充当するため、減額される保険金額(B)は、貸付金およびその利息の合計額(A)より大きくなります。



約款参照

緩和型養老「第37条」、緩和型総医「第14条」

Web参照

貸付利率は金融情勢などにより変動することがあります。貸付利率については、当社Webサイト(<https://www.jp-life.japanpost.jp/>)をご覧ください。

4 契約者配当金

約款参照

緩和型養老「第15章」、緩和型総医「第16章」

Web参照

利率は金融情勢などにより変動することがあります。利率については、当社Webサイト(<https://www.jp-life.japanpost.jp/>)をご覧ください。

契約者配当金は、当社の毎年の決算に基づき、対象となる契約ごとに割り当てて支払います。

- 契約者配当金は、当社の定める利率[■]による利息をつけて積み立てておき、契約の保険期間が満了したとき、被保険者が死亡したとき、契約を解除したときなどに保険金または返戻金と合わせて支払います。
- 契約日から1年を経過した基本契約については、ご契約者から一定の金額以上の支払いの請求があったときに支払います。

⚠️ ご注意

- 契約者配当金額は、当社の収益などの状況によって変動し、場合によっては割り当てられないときもあります。
- 引受基準緩和型無配当総合医療特約には、契約者配当金はありません。

5 契約の解約と返戻金

約款参照

緩和型養老「第31・33条」、緩和型総医「第32・34条」

契約を途中で解約すると、ほとんどの場合、返戻金は払い込んだ保険料の合計額よりも少ない金額になります。

- ご契約者は、契約(特約を含みます。以下同じ。)をいつでも解約できます。
- 契約を解約した場合、返戻金があるときはご契約者に支払いますが、返戻金はほとんどの場合、払い込んだ保険料の合計額よりも少ない金額となります。
- 特に契約後、短期間で解約した場合は、返戻金がまったくないか、あってもごくわずかです。

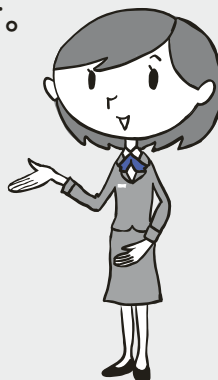
〈理由〉

- 生命保険では、払い込んだ保険料を、預貯金のように、そのまま積み立てるのではなく、その一部をご不幸にあわれた方々への保険金の支払いに、また、他の一部を保険契約の成立や維持するための必要経費などにあてています。
- 払い込んだ保険料から、それらを除いた残額を返戻金としているため、ほとんどの場合、払い込んだ保険料の合計額よりも少ない金額となります。

- なお、保険証券に同封した「あいさつ状」に返戻金額を例示していますので、ご参照ください。
- また、事前に返戻金額を確認する場合は、最寄りの郵便局、当社の支店、またはかんぽコールセンター(0120-552-950)にお問い合わせください。

【お願い】

- 契約いただいた生命保険は、お客さま本人やご家族の生活保障、資金づくりなどに役立つ大切な財産です。ぜひとも末永くご継続ください。
- ご継続を迷われた場合は、最寄りの郵便局、当社の支店、またはかんぽコールセンター(0120-552-950)にお気軽にご相談ください。
 - ① 保険料の払い込みが難しいとき →57ページ
 - ② 一時的にお金をご入り用なとき →61ページ
 - ③ 保障内容の見直しをしたいとき →64ページ



被保険者が死亡した場合の特約の返戻金

- 被保険者が死亡した場合、特約の返戻金があるときは、これを支払います。

6 保障内容の見直しを検討されているお客さまへ

しおり参照

「保険料の払い込みが難しい場合」(57ページ)や「現在の契約の解約・減額を前提とした、新たな契約の申し込みを検討されているお客さまへ」(22ページ)もご参照ください。

①約款参照

緩和型養老「第27条」、緩和型総医「第27・28条」・「別表2」

②約款参照

緩和型養老「第28条」、緩和型総医「第27条」・「別表2」

契約後に保障内容の見直しをしたい場合には、次の方法があります。

- それぞれの方法の利用に際しては、所定の条件を満たす必要があります。契約の種類や内容によっては取り扱いできない場合があります。
- なお、この保険商品(引受基準緩和型普通養老保険)は、保険金額の増額や保険期間の変更はできません。

保険金額の減額変更 ①

基本契約の保険金額または特約保険金額を減らすことで、以後の保険料を少なくする方法です。この場合、減額した部分の基本契約または特約の保障はなくなります。

保険料払済契約への変更 ②

保険料の払い込みを中止し、保険料払済契約への変更時の解約返戻金に基づき、保険金額を減額する方法です。

! ご注意

- 保険料払済契約に変更した場合において、変更後の特約基準保険金額が当社の定めた最低保険金額に満たないときは、特約の保障がなくなります。



7 ご契約者をはじめとした関係者の保護

保険金などの受取権の譲渡禁止

Q

保険金などの受取権について、他人に譲渡したり、質権を設定することはできますか？

A

ご契約者または保険金受取人は、保険金、返戻金または契約者配当金を受け取る権利を、他人に譲り渡したり、質権を設定することはできません。当社では、**生活保障のための契約について契約関係者の権利の保護を図るため**、普通保険約款・特約条項で「**譲渡禁止**」①を規定しています。契約の成立後に交付する「保険証券」に「譲渡禁止」の表示があります。

①約款参照

緩和型養老「第40条」、緩和型総医「第39条」

被保険者による契約の解除請求権

Q

他人を被保険者とする契約（ご契約者≠被保険者）の場合、被保険者は契約に一度同意をしてしまうと、その後、事情が変わっても、その同意を撤回し、契約を解除（解約）することはできませんか？

A

被保険者が、当社に対して、直接契約の解除（解約）の請求を行うことはできませんが、被保険者からご契約者に対して、**保険法** ②に基づき、以下の場合、契約の解除（解約）を求めることができます。

②参照

保険契約に関する一般的なルールを定めた法律で、保険契約の締結から終了までの間における保険契約における関係者の権利義務などが規定されています（2010年4月1日から施行）。この法律に「被保険者による解除請求権」の規定があります。

- ①ご契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事情により、被保険者が契約の申し込みの同意をするに当たって基礎とした事情が著しく変更したとき
例えば、夫婦であったご契約者と被保険者が離婚したとき
・企業のご契約者の場合、被保険者である従業員が退社したとき
- ②ご契約者または保険金受取人が当社に保険金の支払いを行わせることを目的として保険金などの支払事由を発生させた、または発生させようとしたとき
- ③保険金受取人が保険金の請求について詐欺を行った（行おうとした）とき
- ④上記②③のほか、被保険者のご契約者または保険金受取人に対する信頼を損ない、契約の存続を困難とする重大な事由があるとき

この場合、被保険者からご契約者に対して申し出をし、当事者間で解決の上、ご契約者から契約の解約の請求をしてください。

保険金受取人による契約の継続（介入権）

Q

ご契約者の差押債権者、破産管財人などの債権者が契約を解約しようとするとき、生活保障の継続のために、保険金受取人が契約（保障）を継続させる方法がありますか？

A

ご契約者の差押債権者、破産管財人などの債権者（解除権者といいます。）が、解約返戻金を取得するために契約を解約しようとしたとき、保険金受取人（ご契約者以外の方で、ご契約者または被保険者の親族か、被保険者本人に限ります。）は、解約の通知が当社または郵便局に到着した時から**1カ月以内に**、ご契約者の同意を得た上で、解約返戻金相当額を、その解除権者に対して支払い、かつ、当社または郵便局に通知することで契約の継続ができます ③。

③約款参照

緩和型養老「第32条」、緩和型総医「第33条」